

第1日

平成27年6月18日（木）

午前10時3分開会

○議長（浅尾静二君） これより平成27年第3回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日から7月3日までの16日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から7月3日までの16日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

3番佐々木明子議員

4番重松一英議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告12件、議案5件の送付を受けたほか、請願書1件を受理いたしました。

これらを一括上程し、まず市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。本日ここに平成27年第3回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会では、報告について12件、専決処分について1件、条例の一部改正及び制定について2件、市道路線の認定について1件、土地開発公社の解散について1件、合計17件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第2号から第13号までについて説明申し上げます。

報告第2号平成26年度朝倉市一般会計予算の繰越明許費の報告につきましては、中心市街地整備事業、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業、小中学校施設耐震化等改修事業、社会保障・税番号制対応システム改修事業等について繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告申し上げます。

るものであります。

報告第3号平成26年度朝倉市国民健康保険特別会計予算の繰越明許費の報告、報告第4号平成26年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算の繰越明許費の報告及び報告第5号平成26年度朝倉市介護保険特別会計予算の繰越明許費の報告につきましては、社会保障・税番号制対応システム改修事業について繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告申し上げるものであります。

報告第6号平成26年度朝倉市土地開発公社の決算及び報告第7号平成27年度朝倉市土地開発公社の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により朝倉市土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

報告第8号平成26年度公益財団法人あまぎ水の文化村の決算及び報告第9号平成27年度公益財団法人あまぎ水の文化村の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により公益財団法人あまぎ水の文化村の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

報告第10号平成26年度株式会社ガマダスの決算及び報告第11号平成27年度株式会社ガマダスの事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により株式会社ガマダスの経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

報告第12号平成26年度株式会社三連水車の里あさくらの決算及び報告第13号平成27年度株式会社三連水車の里あさくらの事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により株式会社三連水車の里あさくらの経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第51号議案平成27年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分につきましては、平成26年度の国民健康保険特別会計の額の確定見込みに伴い、事業勘定において平成26年度の歳入が不足し、この不足額を補填するため、平成27年度予算において繰上充用する予算の補正を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

次に、第52号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めた省令の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第53号議案朝倉市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、教育長の職務に専念する義務の特例について定めたいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第54号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき

市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第55号議案朝倉市土地開発公社の解散につきましては、朝倉市土地開発公社は地域の秩序ある整備及び市民福祉の増進に寄与することを目的として、市にかわり計画的な公共用地等の取得、管理、処分等を行ってきましたが、今後は当該公社による土地の先行取得等の事業を行う予定がないことから、朝倉市土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御承認、御議決いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長（浅尾静二君） 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長（堀内善文君） 今、提案理由の中の第52号議案の条例名の中に、朝倉市家庭的保育事業に等がついておりますが、ここが聞き取りにくかったと思います、等がついておりますので追加させていただきます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浅尾静二君） なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案の質疑は、25日の本会議において行います。

次に、請願書について紹介議員の説明を求めます。1番和田庄治議員。

(1番和田庄治君登壇)

○1番（和田庄治君） 請願書第1号に関して、意見書を読みます。

今国会で集団的自衛権行使容認を柱とした閣議決定がされて、今回法整備のほうが進められています。この朝倉市では、過去の戦争の中で頓田の森で立石国民学校の生徒31名が集団爆死されるという悲劇が起こっております。

こういう悲劇が二度とないようにというもとので、この請願に対して全議員からの賛同をよろしくお願いいたします。

(1番和田庄治君降壇)

○議長（浅尾静二君） 以上で紹介議員の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、23日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時15分散会